

S・Aとリンク!!
TOPのS・A[7]、
TOP・MPDのS・A[9]を
一緒に勉強しよう!



所持品検査

意義

警察官が職務質問に際して相手方に所持品の提示や開示を求め、所持している物件について調べる職務行為をいう。

法的根拠

所持品検査について、**法律上明文の規定はない**が、判例は、職務質問(警職法2条1項)に付随して行うことができる場合があるとしている(最判昭53.6.20)。



所持品検査の法的根拠

所持品検査は、口頭による質問と**密接に関連**し、かつ、職務質問の効果を上げる上で必要性、有効性の認められる行為であるから、警職法2条1項による職務質問に付随してこれを行うことができる場合がある(最判昭53.6.20)。

判例

原則

所持品検査は、職務質問に付随して認められる行為であるため、職務質問と同様に、**任意手段**として相手方の**承諾**を得て行うことが原則である。

承諾は、明示的・黙示的かを問わないけど、**強制されたものではない**ことが必要だよ。



知っ得メモ

職務質問の要件を満たさない場合の所持品検査

職務質問の要件を満たさない場合でも、公益を上回る不利益を相手方に与える態様ではない所持品検査ならば、**相手方の承諾**を得て行うことができる。しかし、具体的な必要性が高いという**特別な事情**がある場合を除いては、職務質問に付随して行うような態様で、所持品検査に応じるように説得することはできないと解されている(東京地判平24.12.18)。

承諾のない所持品検査

1 承諾のない所持品検査の可否

相手方の承諾が得られない場合であっても、所持品検査を行うことができる場合がある。



承諾のない所持品検査の可否

承諾のない限り所持品検査は一切許容されないと解するのは相当でなく、**搜索**に至らない程度の行為は、**強制**にわたらない限り、所持品検査においても許容される場合がある(最判昭53.6.20)。

判例

2 承諾のない所持品検査の要件

- (1) 搜索に至らない程度の行為であること
令状主義(憲法35条)の要請から、所持品検査の態様が、証拠物を発見することを目的とする強制処分である**搜索**に当たるものとなってはならない。
- (2) 強制にわたらない行為であること
所持品検査は、任意手段である職務質問に付随する行為として許容されるものであるから、**強制手段**になってはならない。なお、強制手段とは、個人の**意思**を制圧し、**身体・住居・財産**等に制約を加えて、強制的に捜査目的を実現する行為等、**特別の根拠規定**がなければ許容することが相当ではない手段をいう(最決昭51.3.16)。
- (3) 具体的状況の下で相当と認められる限度であること
具体的状況の下で相当と認められる限度が否かは、所持品検査の必要性、緊急性、これによって害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡等を考慮する必要がある。

所持品検査に対する妨害の排除

所持品検査に際して、相手方が所持品を投棄又は隠匿しようとする場合には、所持品検査に付随する実力の行使として、**必要かつ相当な限度**で制止することができる。



所持品の隠匿行為の制止

所持品検査の際に、相手方がビニール袋入り覚醒剤を飲み込んだ場合には、事態の**緊急性**や所持品検査の**必要性**、容疑事実の軽重、所持品検査によって得られる公共の利益とこれによって失われる所持人の利益との権衡等を考慮し、**必要最小限度**の実力による制止行為を行うことができる(東京高判昭61.1.29)。

判例

マンガでTRY 法学論文 刑訴法



論文とリンク!!
TOPの論文①、
TOP・MPDの論文③を
一緒に勉強しよう!

現行犯逮捕とたぐり捜査

A巡査は、管内を警ら中、挙動不審な甲男を発見し、職務質問を開始したところ、甲男がナイフを投げ捨てて逃走しようとした。A巡査が呼び止めると甲男は立ち止まったが、この時、A巡査はナイフの計測器を携帯しておらず、他に応援を呼ぶこともできなかった。そこで、最寄りの交番に甲男を任意同行し、ナイフを計測したところ、刃体の長さは10センチメートルであり、銃刀法違反であることが判明したため、甲男を現行犯逮捕した。職務質問から逮捕までは20分間であった。

▼上記の事例をマンガで見ましょう!



問 この場合における現行犯逮捕の適否について述べなさい。

解答・解説は次ページで▶